

指定短期入所生活介護
重要事項説明書・契約書

社会福祉法人 同 仁 会

ショートステイ八幡

群馬県太田市八幡町 27-7

介護老人福祉施設短期入所介護重要事項説明書

<令和7年3月1日現在>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-57-6634 (午前8時30分～午後5時30分まで)
 担当 生活相談員 板鼻 真
 ※ ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. ショートステイ八幡の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイ八幡
所在地	群馬県太田市八幡町27-7
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (指定番号: 群馬県1070502891)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名(1)		同一敷地内他事業所管理者兼務	1名(1)
医師			1名(1)		1名(1)
生活相談員	社会福祉主事	1名(1)			1名(1)
栄養士	栄養士	1名()			1名()
機能訓練指導員	作業療法士	1名()			1名(1)
介護支援専門員	介護支援専門員	名()			名()
調理員	調理師	4名()	1名(1)		5名(1)
事務職員		1名()		同一敷地内他事業所兼務	1名()
介護・看護職員	看護師	2名()	2名()	兼務 名	2名()
	社会福祉士	名()			名()
	介護福祉士	11名(6)			11名(6)
	介護初任者研修修了者	1名()	名		1名()
	社会福祉主事	名()			名()
	その他	名		3名	

() 内は男性再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員 43名
 居室(個室) 43室 (1室 11.94～13.81㎡) 食堂兼機能訓練室 3室
 医務室 2室 静養室 2室(2床) 面談室 2室 浴室 2室

3. サービスの内容

居室	個室
食事	基本として、食堂にておとりいただきます。 朝食 7時40分から 昼食 12時から 夕食 18時から
入浴	週に最低2回入浴していただけます。 ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。 又、希望する方には個人浴槽で入浴もしていただけます。
介護	ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。 着替え、排泄、食事、歯磨き（口腔ケア）等の介助 おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い…等
機能訓練	食堂兼機能訓練室にて機能訓練を行います。
生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健康管理	短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。
特別食の提供	特別食の提供 当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意する事もできます。 詳しくは職員にお尋ねください。尚、料金は別途かかります。
理美容サービス	当施設では毎週木曜日に理容サービスを実施しております。 料金は別途かかります。
レクリエーション等	当施設では、毎月の誕生会をはじめ年間を通して入居者交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。 詳しくは職員にお尋ね下さい。

4. その他のサービス

介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

尚、下記のホームページでご覧いただけます。

《群馬県介護サービス情報の公表URL》 <http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

5. 利用料金

(1) 基本料金（施設利用料）

	1日あたりの自己負担分	
	従来型個室	
要介護度1	645単位	
要介護度2	715単位	
要介護度3	787単位	
要介護度4	856単位	
要介護度5	926単位	

(2) サービス利用料金（加算）

① サービス提供体制強化費（介護保険給付の1・2・3割）

サービス提供強化加算（Ⅱ） 1日あたり 18単位

② 看護体制費（介護保険給付の1・2・3割）

看護体制費（Ⅰ） 1日あたり 4単位

看護体制費（Ⅱ） 1日あたり 8単位

③ 機能訓練体制加算 1日あたり 12単位

④ 個別機能訓練体制加算（希望者） 1回 56単位

⑤ 緊急短期入所受入加算（介護予防を除く） 90単位/日

※当該指定入所生活介護を行った日から起算して7日を限度とする（令和6年8月から）

日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日

⑥ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 1カ月 10単位（令和6年8月から）

⑦ 栄養管理費（医師の指示により提供された場合）

療養食加算 1日あたり 23単位

⑧ 送迎費（介護保険給付の1割または2割）

送迎費 片道 184単位

（事情により介護保険給付の適用を受けられない場合がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。）

⑨ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月あたりの総利用単位数の14.0%（令和6年6月から）

⑩ 地域加算 総利用単位数に10.17円を乗じた金額の自己負担割合が自己負担となります。

⑩ その他の加算 上記以外の加算が算定された場合には料金が加算されます。

(3) その他の利用料金

① 食事提供費 1日あたり 1,620円

（朝 390円 昼 640円 夕 590円）

② 滞在費 従来型個室 1日あたり 1,231円（令和6年8月から）

③ 特別食 メニューによって異なりますのでその都度相談いたします。

④ 理美容費（パーマは別料金） カットのみ 2,000円 カット・顔剃り 2,500円

⑤ その他 その他レクリエーション、行事等の費用等は自己負担となる場合があります。

(4) 特定入所者に係る基準費用及び負担限度額

① 基準費用額

	1日あたりの自己負担分	
	滞在費	食事提供費
従来型個室	1, 171円	1, 392円

第1段階、第2段階、第3段階に該当しない利用者は、(3) その他の利用料金の金額となります。

② 負担限度額（市町村民税非課税世帯）

		1日あたりの自己負担分	
		滞在費	食事提供費
第1段階	従来型個室	380円	300円
第2段階		480円	600円
第3段階①		880円	1000円
第3段階②		880円	1300円

- 第1段階・・・老齢福祉年金受給者
 - 第2段階・・・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
 - 第3段階①・・・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方
 - 第3段階②・・・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
- ※ ②の負担額の減額を受ける場合は「介護保険負担限度額認定証」を提出して下さい。

(6) 社会福祉法人による減免

社会福祉法人による利用者負担軽減制度があり、第3段階のうち課税年金収入額と合計所得金額の合計が150万円以下の方（市町村が生計困難であると認めた方）については負担額の1/4を軽減します。

ただし、第1段階については1/2とします。（減額は社会福祉法人が負担）

(7) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、原則としていただきませんが、なるべく早めにご連絡下さい。

(8) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合は、退所日までの日数も基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(9) 支払方法

短期入所生活介護の利用については、月末の翌月に請求書をお渡しいたしますので、請求月内にお支払ください。お支払方法は、窓口支払、銀行振込、引き落としのいずれかとなります。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

※ 居宅サービス計画の作成を介護支援専門員に依頼している場合は、事前にご相談ください。サービス提供後も当該介護支援専門員と連携を図って参ります。

(2) サービス利用契約終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（この場合に限り、予約を有効にしたまま契約条件を変更して再契約することができます。）

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、またはやむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当施設は、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう次の事項を重点方針として介護サービスの提供に万全を期すものといたします。

- ① 利用者の心身の状況、解決すべき課題の把握、利用者や家族の意向等を踏まえた上で、介護サービスの提供を致します。
- ② 利用者の意思及び人権を尊重し、自由な行動の保障により、生きる喜びの感じられる安らかな生活の場の提供の提供に努めます。
- ③ 利用者の最大の楽しみである給食については、その嗜好にそったメニュー作りと共に、温・冷配膳車による適時適温の給食と併せ、ゆとりある食事時間を確保いたします。
- ④ 「同仁会ホームページ」については、一層の内容の充実にも努め、施設情報の開示を積極的に進めて開かれた施設運営を目指します。
- ⑤ 「やさしさと思いやり」を介護理念として、利用者の方々が健全で生き甲斐のある生活れるよう、全職員が一丸となってより良い介護に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年2回以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	緊急やむを得ない場合は除きます
その他		

(3) 設利用に当たっての留意事項

- ・面会 …… 面会時間は感染症予防の為 PM14 時～16 時の間でお願いします
※施設に事前連絡にて予約をお願いします。
- ・外出 …… 原則として自由ですが、事前に申し出ていただきます。
- ・飲酒、喫煙 …… 利用中の飲酒、喫煙はできません。
- ・設備、器具の利用 …… 本来の用途に従って自由に利用できます。
- ・金銭、貴重品の管理 …… 介護保険対象外サービスとして、別に定める契約により管理させていただきます。
- ・所持品の持ち込み …… 日常生活に必要な最小限度内のものとさせていただきます。
- ・施設外での受診 …… 希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。
(受診時の送迎はできません)
- ・宗教活動 …… 信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。
- ・ペット …… 施設内でペットを飼うことはできません。

8. 事故発生時、緊急時の対応方法

(1) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	(株)損害保険ジャパン
保険名	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」
補償の概要	基本補償、見舞費用付補償、入所型施設利用者の傷害事故補償

《市町村連絡先》

太田市役所	介護サービス課	電話番号	0 2 7 6 - 4 7 - 1 9 3 8
大泉町役場	長寿支援課介護保険係	電話番号	0 2 7 6 - 6 2 - 2 1 2 1

(2) 緊急時の対応方法について

ご利用者に容体に変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	自宅 勤務先及び携帯
続柄	

9. 虐待防止について

事業所は利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止の指針の整備をしております。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所授業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

10. 身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束をおこないません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられたときは利用者並びに身元引受人に対して説明し、同意を得た上で次に掲げる事に留意して必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時・時間・理由・及び様態について記録を行います。又、事業所として身体拘束廃止に向けた取り組みを積極的に行います。

11. 秘密保持について

- (1) 事業所及びサービス従業者は短期入所サービスを提供するうえで知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務については本契約終了後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関に利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者に関する情報提供する際には、特別な場合を除き、本書をもって同意を得たものとして、利用者または利用者家族の個人情報を用いることができるものとします。

1 2. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 …… 別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員組織により初動対応を行います。
- ・ 防災設備 …… 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- ・ 防災訓練 …… 総合訓練（夜間想定を含む）は9月と3月、部分訓練は必要に応じ実施します。
- ・ 防火管理者 …… 短期入所生活介護事業所生活相談員 板鼻 真

1 3. 衛生管理等

- (1) 事業所は、施設設備及び備品又は飲用する飲み水の衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発症し、まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
事業所における感染症に対する予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を立ち上げ、結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ② 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

1 4. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制の中で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 地域との連携

事業所は、市町村が実地する事業に協力すると共に、地域住民の自発的な活動と連携し地域との交流を図る。

1 6. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減について

- (1) 事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みを推進する。
- (2) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、定期的開催。課題を抽出及び分析した上で、必要な対策を講じる。
- (3) 利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む。

17. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 同 仁 会	
代表者役職・氏名	理 事 長 穂 積 照 雄	
本社所在地・電話番号	群馬県太田市八幡町 27 番地 7 電話 0276-55-3500	
定款の目的に定めた事業	1、救護施設 太陽の家 設置経営 2、特別養護老人ホーム 鶴生田園 設置経営 3、特別養護老人ホーム 大 泉 園 設置経営 4、特別養護老人ホームみづほの里 設置経営 5、特別養護老人ホーム ゆ う 愛 設置経営 6、特別養護老人ホーム ささら子の里 設置経営 7、ケアハウス たかちほ 設置経営 8、太田市養護老人ホーム 受託経営 9、その他これに付随する業務	

その他の事業所数

短期入所生活介護専用施設 2ヶ所	居宅介護支援事業所 6ヶ所
ショートステイ愛	鶴生田園居宅介護支援事業所
ショートステイ八幡	大泉園居宅介護支援事業所
通所介護（デイサービスセンター）6ヶ所	みづほの里居宅介護支援事業所
ゆう愛デイサービスセンター	西小泉居宅介護支援事業所愛
大泉園デイサービスセンター	居宅介護支援事業所ぐるっぺ
みづほの里デイサービスセンター	ゆう愛居宅介護支援事業所
西小泉デイサービスセンター愛	サービス付き高齢者住宅 1ヶ所
デイサービスセンターぐるっぺ	ぐるっぺ絆
デイサービスセンター八幡	太田市地域包括支援センター（受託）1ヶ所
認知症対応型通所介護（デイサービスセンター）1ヶ所	強戸・毛里田地域包括支援センター
デイサービスセンターnico	
訪問介護（ホームヘルプステーション）2ヶ所	小規模多機能型居宅介護 1ヶ所
みづほの里ホームヘルプステーション	小規模多機能ホームゆう愛
鶴生田園出張所（出張所3ヶ所）	訪問入浴介護 1ヶ所
大泉園出張所	みづほの里訪問入浴介護事業所
西小泉出張所	障がい者相談支援
在宅介護支援（受託）2ヶ所	みづほの里障がい者相談支援事業所
ヘルプステーションぐるっぺ	訪問看護 1ヶ所
	みづほの里訪問看護ステーション
	診療所 1ヶ所
	八幡クリニック

18. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 小沼 政臣 電話 0276-57-6634
生活相談員 板 鼻 真

②その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

太田市役所	介護サービス課	電話番号	0276-47-1938
大泉町役場	長寿支援課介護保険係	電話番号	0276-62-2121
群馬県国民健康保険団体連合会	介護保険課内	電話番号	027-290-1323

令和 年 月 日

短期入所生活介護事業所の利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県太田市八幡町27-7
名称 ショートステイ八幡 印

説明者 所属 生活相談員
氏名 板 鼻 真 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護事業所についての重要事項の説明をうけた承し、受領しました。

利用者 住所
氏名

代理人 住所
氏名

(利用者との続柄)

短期入所生活介護 利用契約書

_____（以下「利用者」という。）とショートステイ八幡（以下「事業者」という。）は、利用者が八幡（以下「施設」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用に供するとともに、第2条及び第3条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 利用者は、第17条第2項に定める契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排せつ食事等の介護、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話、機能訓練等の世話を提供するものとします。
- 2 事業者が利用者に対して実施するサービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護計画」という。）は重要事項説明書に定めるとおりとします。

第3条（介護保険給付対象外サービス）

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 利用者が選定する特別な居室の提供
 - 二 利用者が選定する特別な食事の提供
 - 三 利用者に対する理美容サービス
 - 四 通常のサービスに要する期間を超える短期入所生活介護サービス
 - 五 介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービス
 - 六 別に定めるところに従って行う利用者からの金銭・貴重品の管理等
 - 七 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項サービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業者は、第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第4条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは第17条第1項に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは第17条第1項で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第5条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、短期入所生活介護サービスの利用ができます。

- ① 要介護1以上の被認定者であること。
- ② 自傷他害の恐れがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ④ 本契約に定めることを承知し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること。

第6条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、施設の介護支援専門員に第2条第2項に定める短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 事業者は、短期入所生活介護計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 3 事業者は、利用に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及び家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は、要介護度に応じて第2条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の自己負担割合）を事業者に支払うものとします。
- 2 第3条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は利用期間中の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は利用期間ごとに計算し、利用者はこれを14日以内に事業者が指定する方法で支払うものとします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して事前の説明をしたうえで、当該サービス利

利用金を相当な額に変更することができます。

- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第9条（利用の中止・変更・追加）

- 1 利用者は、第4条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス開始日の3日前までに事業者申し出るよう努めるものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設が満室で利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議するものとする。
- 3 利用者は、第4条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 4 前項の場合に、利用者は、すでに実施されたサービスに関する利用料金及び第11条第3項（原状回復の義務）その他の条項により事業者に対する債務がある場合には、利用終了日に精算するものとします。
- 5 第3項により利用者がサービスの利用を中止し、施設を退所する場合において、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第10条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第11条（施設、設備の使用上の注意）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 事業者及びサービス従事者は、利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、施設の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第12条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態等の必要な事項について医師、看護職員と連携及び利用者から聴取・確認にしたうえでサービスを実施するものとします。

- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第13条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いる事ができるものとします。

第14条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者 に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることが出来るものとします。
- 2 事業者は前項における損害賠償責任を速やかに行うものとします。

第15条（事業者の責に帰すべからざる事由）

本契約の有効期間中に利用者 に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合は、事業者の責に帰すべからざる事由とします。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第16条（天災等不可抗力）

- 1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、その後、事業者は利用者に対してさらに当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、利用者は事業者に対して、既に実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払義務を負うものとします。

第17条（契約期間・更新・終了・契約に伴う援助）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日の日から6か月間とします。契約期間満了の7日前まで利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6か月間同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。
- 2 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 三 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 四 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 3 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第18条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第8条第3項、第10条第3項により本契約を解約すること場合。
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- 2 利用者は、前項の事由がなくとも、本契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の3日前までに事業者に通知するものとします。

第19条（事業者の債務不履行を事由とする契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- 5 事業者が破産した場合

第20条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 利用者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第21条（精算）

第8条第3項、第10条第3項及び第17条第2項第二号から第四号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項（原状の回復の義務）その他条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第22条（連帯保証人）

- 1 本契約を締結するにあたり、利用者は連帯保証人をたてるものし、利用者と連帯して本契約から生じる債務を負担するものとする。
- 2 連帯保証人は、第9条4項1号に該当した際に発生する債務を50万円を限度とし負担する。
- 3 事業者は、連帯保証人の請求があったときは遅滞なく、利用料の等支払い状況や利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供する。
- 4 連帯保証人は、事業者からの請求に応じ、4週間以内に清算するものとする。

第23条（契約当事者の変更）

利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定め、又利用者の家族等を含む第3者に変更することに同意します。

第24条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第25条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

第26条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 群馬県太田市八幡町27-7
法人名 社会福祉法人 同 仁 会
事業者名 ショートステイ八幡
(介護保険事業者番号 群馬県 第1070502891号)
代表者名 施 設 長 小沼 政臣 印

利用者 住 所
氏 名

代理人 住 所
氏 名

(利用者との続柄)

連帯保証人 住 所
氏 名

(利用者との続柄)

指定介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書・契約書

社会福祉法人 同 仁 会

ショートステイ八幡

群馬県太田市八幡町27-7

介護老人福祉施設短期入所介護予防重要事項説明書

<令和7年3月1日現在>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-57-6634 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 生活相談員 板鼻 真

※ ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. ショートステイ八幡の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイ八幡
所在地	群馬県太田市八幡町2-7-7
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (指定番号: 群馬県 1070502891)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名(1)		同一敷地内他 事業所管理者兼務	1名(1)
医師			1名(1)		1名(1)
生活相談員	社会福祉主事	1名(1)			1名(1)
栄養士	栄養士	1名()			1名()
機能訓練指導員	理学療法士	1名()		兼務	1名(1)
介護支援専門員	介護支援専門員	名()			名()
調理員	調理師	4名()	1名(1)		5名(1)
事務職員		1名()		同一敷地内他 事業所兼務	1名()
介護・看護職員	看護師	2名()	名()	兼務1名	2名()
	社会福祉士	名()			名()
	介護福祉士	11名(6)			11名(6)
	介護初任者研修修了者	1名()	名		1名()
	社会福祉主事	名()			名()
	その他	名		3名	

() 内は男性再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員 43名

居室(個室) 43室 (1室 11.94~13.81 m²) 食堂兼機能訓練室 2室

医務室 1室 静養室 1室(1床) 面談室 1室 浴室 1室

3. サービスの内容

居 室	個室
食 事	基本として、食堂にておとりいただきます。 朝 食 7時40分から 昼 食 12時から 夕 食 18時から
入 浴	週に最低2回入浴していただけます。 ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。 又、希望する方には個人浴槽で入浴もしていただけます。
介 護	ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。 着替え、排泄、食事、歯磨き（口腔ケア）等の介助 おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い…等
機能訓練	食堂兼機能訓練室にて機能訓練を行います。
生活相談 健康管理	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。 短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。
特別食の提供	当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意する事もできます。 詳しくは職員にお尋ねください。尚、料金は別途かかります。
理美容サービス	当施設では理容サービスを実施しております。 料金は別途かかります。
レクリエーション等	当施設では、毎月の誕生会をはじめ年間を通して入居者交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。 詳しくは職員にお尋ね下さい。

4. その他のサービス

介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

尚、下記のホームページでご覧いただけます。

《 群馬県介護サービス情報の公表URL 》

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

5. 利用料金

(1) 基本料金（施設利用料）

	1日あたりの自己負担分	
	従来型個室	
要支援1	479単位	
要支援2	596単位	

(2) サービス利用料金（加算）

① サービス提供体制強化費（介護保険給付の1割または2割）

予防短期生活サービス提供体制加算（Ⅱ） 1日あたり 18単位

- ① 機能訓練体制加算 1日あたり 12単位
- ② 個別機能訓練体制加算 1回 56単位
- ③ 生産性向上推進体制加算 1ヶ月 10単位（令和6年8月から）
- ④ 栄養管理費（医師の指示により提供された場合）
療養食加算 1日あたり 23単位

⑤ 送迎費（介護保険給付の自己負担割合）

送迎費 片道 184単位

（事情により介護保険給付の適用を受けられない場合がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。）

- ⑥ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月あたりの総利用単位数の14.0%（令和6年6月から）
- ⑥ 地域加算 総利用単位数に10.17円を乗じた金額の自己負担割合が自己負担となります。
- ⑦ その他の加算 上記以外の加算が算定された場合には料金が加算されます。

(3) その他の利用料金

- ① 食事提供費 1日あたり ￥1,620円
（朝食 390円 昼食 640円 夕食 590円）
- ② 滞在費 従来型個室 1日あたり ￥1,231円（令和6年8月から）
- ③ 特別食 メニューによって異なりますのでその都度相談いたします。
- ④ 理美容費（パーマは別料金） カットのみ ￥2,000円 カット・顔剃り ￥2,500円
- ⑤ その他 その他レクリエーション、行事等の費用等は自己負担となる場合があります。

(4) 特定入所者に係る基準費用及び負担限度額

① 基準費用額

	1日あたりの自己負担分	
	滞在費	食事提供費
従来型個室	￥1,171円	￥1,392円

第1段階、第2段階、第3段階に該当しない利用者は、(3) その他の利用料金の金額となります。

② 負担限度額（市町村民税非課税世帯）

		1日あたりの自己負担分	
		滞在費	食事提供費
第1段階	従来型個室	¥320円	¥300円
第2段階		¥420円	¥390円
第3段階		¥820円	¥650円

- 第1段階・・・老齢福祉年金受給者
- 第2段階・・・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
- 第3段階・・・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方
- ※ ②の負担額の減額を受ける場合は「介護保険負担限度額認定証」を提出して下さい。

(5) 社会福祉法人による減免

社会福祉法人による利用者負担軽減制度があり、第3段階のうち課税年金収入額と合計所得金額の合計が150万円以下の方（市町村が生計困難であると認めた方）については負担額の1/4を軽減します。
ただし、第1段階については1/2とします。（減額は社会福祉法人が負担）

(6) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、原則としていたしません。なるべく早めにご連絡下さい。

(7) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合は、退所日までの日数も基に計算します。
※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(8) 支払方法

短期入所生活介護の利用については、月末の翌月に請求書をお渡しいたしますので、請求月内にお支払ください。お支払方法は、窓口支払、銀行振込のいずれかとなります。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（この場合に限り、予約を有効にしたまま契約条件を変更して再契約することができます。）

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、またはやむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当施設は、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、利用者がある能力に応じた日常生活を営むことができるよう次の事項を重点方針として介護サービスの提供に万全を期すものといたします。

- ① 利用者の心身の状況、解決すべき課題の把握、利用者や家族の意向等を踏まえた上で、介護サービスの提供を致します。
- ② 利用者の意思及び人権を尊重し、自由な行動の保障により、生きる喜びの感じられる安らかな生活の場の提供の提供に努めます。
- ③ 利用者の最大の楽しみである給食については、その嗜好にそったメニュー作りと共に、温・冷配膳車による適時適温の給食と併せ、ゆとりある食事時間を確保いたします。
- ④ 「同仁会ホームページ」については、一層の内容の充実にも努め、施設情報の開示を積極的に進めて開かれた施設運営を目指します。
- ⑤ 「明るく、さわやかに、心をこめて」を介護理念として、利用者の方々が健全で生き甲斐のある生活が送れるよう、全職員が丸となってより良い介護に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年2回以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	緊急やむを得ない場合は除きます
その他		

(2) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 …… 感染症予防の為 PM14 時～16 時の間でのご対応となります。
希望者は事前連絡にて予約が必要になります。
- ・外出 …… 原則として自由ですが、事前に申し出ていただきます。
- ・飲酒、喫煙 …… 施設内での飲酒、喫煙はできません。
- ・設備、器具の利用 …… 本来の用途に従って自由に利用できます。
- ・金銭、貴重品の管理 …… 介護保険対象外サービスとして、別に定める契約により管理させていただきます。
- ・所持品の持ち込み …… 日常生活に必要な最小限度内のものとさせていただきます。
- ・施設外での受診 …… 希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。
(受診時の送迎はできません)
- ・宗教活動 …… 信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。
- ・ペット …… 施設内でペットを飼うことはできません。

8. 事故発生時、緊急時の対応方法

(1) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	(株)損害保険ジャパン
保険名	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」
補償の概要	基本補償、見舞費用付補償、入所型施設利用者の傷害事故補償

《市町村連絡先》

太田市役所 介護サービス課 電話番号 0276-47-1938
大泉町役場 長寿支援課介護保険係 電話番号 0276-62-2121

(2) 緊急時の対応方法について

ご利用者に容体の変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	自宅 勤務先及び携帯
続柄	

9. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 …… 別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員組織により初動対応を行います。
- ・ 防災設備 …… 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- ・ 防災訓練 …… 総合訓練（夜間想定を含む）は3月と9月、部分訓練は必要に応じ実施します。
- ・ 防火管理者 …… 生活相談員 板鼻 真

10. 虐待防止について

事業所は利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止の指針の整備をしております。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所授業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

11. 身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束をおこないません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられたときは利用者並びに身元引受人に対して説明し、同意を得た上で次に掲げる事に留意して必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時・時間・理由・及び様態について記録を行います。又、事業所として身体拘束廃止に向けた取り組みを積極的に行います。

1 2. 秘密保持について

- (1) 事業所及びサービス従業者は短期入所サービスを提供するうえで知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務については本契約終了後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関に利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者に関する情報提供する際には、特別な場合を除き、本書をもって同意を得たものとして、利用者または利用者家族の個人情報を用いることができるものとします。

1 3. 衛生管理等

- (1) 事業所は、施設設備及び備品又は飲用する飲み水の衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発症し、まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
事業所における感染症に対する予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を立ち上げ、結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ② 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

1 4. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制の中で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 地域との連携

事業所は、市町村が実地する事業に協力すると共に、地域住民の自発的な活動と連携し地域との交流を図る。

1 6. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減について

- (1) 事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みを推進する。
- (2) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、定期的開催。課題を抽出及び分析した上で、必要な対策を講じる。
- (3) 利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む。

17. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 同仁会	
代表者役職・氏名	理事長 穂積 照雄	
本社所在地・電話番号	群馬県太田市八幡町27番地7 電話 0276-55-3500	
定款の目的に定めた事業	1、救護施設 太陽の家 設置経営	
	2、特別養護老人ホーム 鶴生田園	設置経営
	3、特別養護老人ホーム 大泉園	設置経営
	4、特別養護老人ホームみづほの里	設置経営
	5、特別養護老人ホーム ゆう愛	設置経営
	6、特別養護老人ホーム ささら子の里	設置経営
	7、ケアハウス たかちほ	設置経営
	8、太田市養護老人ホーム	受託経営
	9、その他これに付随する業務	

その他の事業所数

短期入所生活介護専用施設 2ヶ所	居宅介護支援事業所 6ヶ所
ショートステイ愛	鶴生田園居宅介護支援事業所
ショートステイ八幡	大泉園居宅介護支援事業所
通所介護（デイサービスセンター）7ヶ所	みづほの里居宅介護支援事業所
鶴生田園デイサービスセンター	西小泉居宅介護支援事業所愛
ゆう愛デイサービスセンター	居宅介護支援事業所ぐるっぺ
大泉園デイサービスセンター	ゆう愛居宅介護支援事業所
みづほの里デイサービスセンター	サービス付き高齢者住宅 1ヶ所
西小泉デイサービスセンター愛	ぐるっぺ絆
デイサービスセンターぐるっぺ	太田市地域包括支援センター（受託）1ヶ所
デイサービスセンター八幡	強戸・毛里田地域包括支援センター
認知症対応型通所介護（デイサービスセンター）1ヶ所	認知症対応型共同生活介護 1ヶ所
デイサービスセンターnico	グループホーム愛
訪問介護（ホームヘルパーステーション）2ヶ所	小規模多機能型居宅介護 1ヶ所
みづほの里ホームヘルパーステーション	小規模多機能ホームゆう愛
鶴生田園出張所（出張所3ヶ所）	訪問入浴介護 1ヶ所
大泉園出張所	みづほの里訪問入浴介護事業所
西小泉出張所	障がい者相談支援
在宅介護支援（受託）2ヶ所	みづほの里障がい者相談支援事業所
ヘルパーステーションぐるっぺ	訪問看護 1ヶ所
	みづほの里訪問看護ステーション
	診療所 1ヶ所
	八幡クリニック

18. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 小 沼 政 臣 電話 0276-57-6634
生活相談員 板 鼻 真

②その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

太田市役所	介護サービス課	電話番号	0276-47-1938
大泉町役場	長寿支援課介護保険係	電話番号	0276-62-2121
群馬県国民健康保険団体連合会	介護保険課内	電話番号	027-290-1323

令和 年 月 日

短期入所生活介護事業所の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者			
所在地	群馬県太田市八幡町27-7		
名称	ショートステイ八幡		印
説明者	所属	生活相談員	
	氏名	板 鼻 真	印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護事業所についての重要事項の説明をうけ了承し、受領しました。

利用者	住所		
	氏名		印

代理人	住所		
	氏名		印

(利用者との続柄)

介護予防短期入所生活介護 利用契約書

_____（以下「利用者」という。）とショートステイ八幡（以下「事業者」という。）は、利用者が八幡（以下「施設」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護予防短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用に供するとともに、第2条及び第3条に定める介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 利用者は、第16条第2項に定める契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排せつ食事等の介護、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話、機能訓練等、の世話を提供するものとします。
- 2 事業者が利用者に対して実施するサービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「介護予防短期入所生活介護計画」という。）は重要事項説明書に定めるとおりとします。

第3条（介護保険給付対象外サービス）

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 利用者が選定する特別な居室の提供
 - 二 利用者が選定する特別な食事の提供
 - 三 利用者に対する理美容サービス
 - 四 通常のサービスに要する期間を超える介護予防短期入所生活介護サービス
 - 五 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防短期入所生活介護サービス
 - 六 別に定めるところに従って行う利用者からの金銭・貴重品の管理等
 - 七 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前2項サービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第4条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは第17条第1項に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは第17条第1項で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に介護予防短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第5条（介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、施設の介護支援専門員に第2条第2項に定める介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 事業者は、介護予防短期入所生活介護計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 3 事業者は、利用に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、介護予防短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及び家族等と協議して、介護予防短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、介護予防短期入所生活介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は、要支援状態に応じて第2条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の自己負担割合）を事業者に支払うものとします。
- 2 第3条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は利用期間中の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は利用期間ごとに計算し、利用者はこれを14日以内に事業者が指定する方法で支払うものとします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して事前の説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第8条（利用の中止・変更・追加）

- 1 利用者は、第4条に定める利用期間前において、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス開始日の3日前までに事業者に申し出るよう努めるものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設が満室で利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議するものとする。
- 3 利用者は、第4条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。

- 4 前項の場合に、利用者は、すでに実施されたサービスに関する利用料金及び第10条第3項（原状回復の義務）その他の条項により事業者に対する債務がある場合には、利用終了日に精算するものとします。
- 5 第3項により利用者がサービスの利用を中止し、施設を退所する場合において、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第9条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。
- 3 利用者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第10条（施設、設備の使用上の注意）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 事業者及びサービス従事者は、利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、施設の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態等の必要な事項について医師、看護職員と連携及び利用者から聴取・確認にしたうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第12条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いる事ができるものとします。

第13条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は前項における損害賠償責任を速やかに行うものとします。

第14条（事業者の責に帰すべからざる事由）

本契約の有効期間中に利用者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合は、事業者の責に帰すべからざる事由とします。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第15条（天災等不可抗力）

- 1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、その後、事業者は利用者に対してさらに当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、利用者は事業者に対して、既に実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払義務を負うものとします。

第16条（契約期間・更新・終了・契約に伴う援助）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日の日から6か月間とします。契約期間満了の7日前まで利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6か月間同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。
- 2 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 三 要支援認定により契約者の心身の状況が要介護もしくは非該当と判定された場合
 - 四 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 3 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第17条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第7条第3項、第9条第3項により本契約を解約すること場合。
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- 2 利用者は、前項の事由がなくとも、本契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の3日前までに事業者に通知するものとします。

第18条（事業者の債務不履行を事由とする契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- 5 事業者が破産した場合

第19条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 利用者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- 3 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第20条（精算）

第7条第3項、第9条第3項及び第16条第2項第二号から第四号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項（原状の回復の義務）その他条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第22条（連帯保証人）

- 1 本契約を締結するにあたり、利用者は連帯保証人をたてるものし、利用者と連帯して本契約から生じる債務を負担するものとする。
- 2 連帯保証人は、第9条4項1号に該当した際に発生する債務を50万円を限度とし負担する。
- 3 事業者は、連帯保証人の請求があったときは遅滞なく、利用料の等支払い状況や利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供する。
- 4 連帯保証人は、事業者からの請求に応じ、4週間以内に清算するものとする。

第23条（契約当事者の変更）

利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定め、又利用者の家族等を含む第三者に変更することに同意します。

第24条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第25条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

第26条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 群馬県太田市八幡町27-7
法人名 社会福祉法人 同 仁 会
事業社名 ショートステイ八幡
(介護保険事業者番号 群馬県 第1070502891号)
代表者名 施 設 長 小沼 政臣 印

利用者 住 所
氏 名 印

代理人 住 所
氏 名 印

(利用者との続柄)